

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	骨髓移植後等における予防接種費用助成の認定		
根拠法令及び条項	那覇市骨髓移植後等における予防接種費用助成実施要綱第2条から第5条		
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙の那覇市骨髓移植後等における予防接種費用助成実施要綱第2条から第5条の規定に適合することを基準とする。		
審査基準 設定年月日	平成31年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があつた日から起算して30日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 健康増進課		
備考	標準処理期間について、助成対象認定申請、助成金交付申請ともに各30日以内		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(助成対象予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものであること。
- (2) この要綱の施行日以降の接種であること。

(予防接種対象者)

第3条 助成対象予防接種の接種対象者（以下「接種対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 再接種日において、本市の住民基本台帳に登録されている20歳未満の者であること。
- (2) 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。

(助成金支給対象者)

第4条 助成金の支給の対象となる者（以下「助成金支給対象者」という。）は、接種対象者の保護者とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象予防接種に要した接種費用とし、再接種日の属する年度に締結した那覇市定期予防接種委託契約書の金額（消費税を含む。）を上限とする。